

2 葛子育第 4 6-3 号
令和 2 年 4 月 2 0 日

葛飾区内の保育施設・学童保育クラブ等に
お子さんが在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

葛飾区長 青木 克徳

「特定警戒都道府県」指定に伴う保育施設等の利用について

日頃より、葛飾区の子育て支援事業にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴い、国は、令和 2 年 4 月 1 6
日、全国に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を
発出し、東京都が「特定警戒都道府県」に指定されました。

当該宣言の趣旨を踏まえ、葛飾区では区内における新型コロナウイルスの感
染拡大防止を図るため、葛飾区内の保育施設や学童保育クラブをご利用のお子
さんの保護者に対して、ご家庭で保育等をしていただくよう強く要請すると
ともに、通常保育を停止し休園といたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、東京都の「特定警戒都道府県」指定に伴い、
通常保育を停止し休園していることを踏まえ、区内の保育施設や学童保育ク
ラブに在籍児がいる保護者の勤務につきまして、特段のご配慮をいただきますよ
う、お願い申し上げます。